

北秋田市水道事業管理告示第 5 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

北秋田市水道事業

北秋田市長 津 谷 永 光

1 取消年月日

令和 8 年 7 月 1 日

2 指定公金事務取扱者の指定を取り消した者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目11番 1 号